

役員、評議員、評議員選任・解任委員及び 第三者委員の報酬等並びに費用支給に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人弘徳学園(以下学園という)の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員(以下役員等といふ)の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員等には報酬等を支給する。ただし、学園の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2. 報酬等は現金又は銀行振込みで支給する。

(報酬等の額)

第3条 報酬等の額は、別表1の定めるところによる。

(支給日)

第4条 支払事由の発生した日又は毎月25日に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等には、理事会、評議員会、及び理事長が承認した法人業務執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、別表2の定めるところによる。

(支給日)

第7条 費用弁償の支給日は、支払事由の発生した日とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日に制定する。

本規程の制定に伴い、弘徳学園理事・監事・評議員の報酬等に関する規程は廃止する。

★別表1

1. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会に出席したときの報酬等

区分	報酬額	交通費
理事長	12,000円	実費
理事	10,000円	実費
監事	10,000円	実費
評議員	10,000円	実費
評議員選任・解任委員	10,000円	実費
第三者委員	10,000円	実費

2. 理事会、評議員会、及び理事長が承認した法人業務執行にあたっての報酬等

区分	報酬額	交通費
理事長	12,000円	実費
理事	10,000円	実費
監事	10,000円	実費
評議員	10,000円	実費
評議員選任・解任委員	10,000円	実費
第三者委員	10,000円	実費

3. 報酬総額

理事 3,900,000円
監事 140,000円
評議員 320,000円

4. 監事が監事監査、指導監査等への出席にあたっての報酬等

一回につき、10,000円の報酬及び交通費を支給する。

5. 理事長報酬等

(1)日額12,000円に勤務日数を乗じて得た額を支給する。
(2)交通費は、社会福祉法人弘徳学園給与規定(2)に基づき支給する。

★別表2

(費用)

1. 交通費

交通機関を利用して、目的地へ到着するまでの運賃、諸経費、燃料、有料道路使用料等を支給する。

(1) 運賃は、実費を支給する。

ii 急行料金または特別急行料金（指定席がある場合は指定料金を含む）を支給する。ただし、グリーン料金は支給しない。

iii 県内出張及び近接地への出張については、鉄道運賃の実費を支給する。

(2) 船賃は実費を支給する。

(3) 車賃は、1kmに付20円を支給する。ただし、路程1km未満の端数を生じた時は、これを切捨てる。

ii 学園所有の自動車を使用した場合には、その区間には適用しない。

(4)飛行機利用の必要があり、理事長が認めた場合はその実費を支給する。

2. 宿泊費

宿泊1泊に付き、15,000円を限度として支給する。ただし、研修会要項等に宿泊料の指定がなされている場合は、この限りではない。

3. その他必要経費

会議参加費、資料代等の経費を支給する。

(交通費の計算)

交通費は、最短順路によって計算する。ただし、用務の都度、天災地変、交通事故等やむを得ない理由の場合は、実際に経過した路線によって計算する。

(費用支払の方法)

費用は、原則として任務終了後に支給するが、必要により事前に概算額を支給し、帰任後精算することができる。

(学園外からの給付)

特別の事情により、費用の全部または一部について、学園外から給付された場合は、その規定により計算される額との差額を支給する。

(適用除外)

学園の職員を兼ねる役員等は、この規程を適用しない。